

○広島大学大学院たおやかで平和な共生社会創生プログラムコラボレーション会議細則

平成 26 年 3 月 14 日

たおやかで平和な共生社会創生プログラム会議承認

広島大学大学院たおやかで平和な共生社会創生プログラムコラボレーション会議細則

(趣旨)

第 1 条 この細則は、広島大学大学院たおやかで平和な共生社会創生プログラム運営内規(平成 26 年 3 月 14 日たおやかで平和な共生社会創生プログラム会議承認)第 20 条第 2 項の規定に基づき、広島大学大学院たおやかで平和な共生社会創生プログラムコラボレーション会議(以下「コラボレーション会議」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第 2 条 コラボレーション会議は、次に掲げる委員で組織する。

- (1) プログラムコーディネーター
- (2) プログラムサブコーディネーター
- (3) 文化創生コース主任
- (4) 技術創生コース主任
- (5) 社会実装コース主任
- (6) プログラム担当者(学外)
- (7) その他プログラム責任者が必要と認めた者

2 第 1 項第 7 号の委員は、プログラム責任者が委嘱する。

3 第 1 項第 7 号の委員の任期は、2 年とし、4 月 1 日に任命することを常例とする。ただし、4 月 2 日以降に任命された場合の任期は、その任命の日から起算して 1 年を経過した日の属する年度の末日までとする。

4 第 1 項第 7 号の委員の再任は、妨げない。

(審議事項)

第 3 条 コラボレーション会議は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 公開討論会に関する事項
- (2) 産業界との意見交換に関する事項
- (3) その他関連する事項

(会議)

第 4 条 コラボレーション会議に議長を置き、プログラムコーディネーターをもって充てる。

2 議長は、コラボレーション会議を招集し、その議長となる。

3 議長に事故があるときは、プログラムサブコーディネーターがその職務を代行する。

第 5 条 コラボレーション会議は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(事務)

第6条 コラボレーション会議の事務は、たおやかで平和な共生社会創生プログラム事務室において処理する。

(雑則)

第7条 この細則に定めるもののほか、コラボレーション会議に関し必要な事項は、コラボレーション会議が定める。

附 則

この細則は、平成26年3月14日から施行し、平成25年10月1日から適用する。

(制定理由)

広島大学大学院たおやかで平和な共生社会創生プログラムコラボレーション会議に関し必要な事項を定めることとするため。